

京都市告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成30年10月15日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者  
株式会社ティンク（代表取締役 石原 武史）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地  
京都市山科区四ノ宮行者谷27番地の150
- 3 事業所の名称  
訪問介護事業所 テイクケア
- 4 事業所の所在地  
京都市山科区四ノ宮行者谷27-150
- 5 指定する事業の種類  
居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護
- 6 指定年月日  
平成30年10月5日
- 7 事業所番号  
2614181648

(保健福祉局障害保健福祉推進室)